

(第1号様式の2)

不当労働行為救済申立書記載要領

【注意事項】

- 1 申立書は、正本1部、副本1部（被申立人が複数の場合はその部数）を提出してください。
- 2 労働組合がこの救済申立てを行う場合は、労働組合資格審査申請書を1部添えて、提出してください。

【記載要領】

- 1 「申立人氏名」
申立人が労働組合である場合は、その名称を記載のうえ、代表者の役職名及び氏名を、個人の場合は、申立人個人の氏名を記載してください。
- 2 労働組合法第7条第「○」号違反
次のいずれかのあてはまる号数を記載してください。複数にあてはまる場合は、あてはまるすべての号数を記載してください。
第1号違反 不利益取扱い又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること
第2号違反 団体交渉拒否
第3号違反 支配介入又は経費援助
第4号違反 不当労働行為救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱い
- 3 「申立人所在地（住所）・名称（氏名）」
申立人が労働組合である場合は、その主たる事務所の所在地・名称・代表者の役職名及び氏名を、個人の場合は、申立人個人の住所・氏名を記載してください。
- 4 「被申立人所在地（住所）・名称（氏名）」
被申立人が法人である場合には、その主たる事務所の所在地・名称・代表者の役職名及び氏名を、被申立人が個人経営者である場合には、被申立人の住所・氏名を記載してください。
- 5 「請求する救済の内容」
具体的かつ簡潔・明瞭に記載してください。請求する救済の内容は、審査中でも追加、変更が可能ですが、できるだけ最初の申立て時点で過不足ないように記載してください。
誓約文の掲示を求める場合は、誓約文の文面を添付してください。
- 6 「不当労働行為を構成する具体的事実」
労働組合（員）に対してどのような行為・出来事があったのか、具体的かつ簡潔・明瞭にまとめ、時系列に記載してください。審査は、ここに記載された事実の存否を明らかにするために行われます。
最後に、使用者のどの行為が労働組合法第7条のどの号に該当するのか、号数の順に記載してください。